



# 広島県報

号外  
第112号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
職員との支給に関する規則の一部を改正する規則  
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
(以上県法規登載)

## 人事委員会規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年七月六日

広島県人事委員会  
委員長 丸山明

### 広島県人事委員会規則第二十三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第十一の部の六の項(17)中「第二条」を「第三条」に、「研究部門」を「研究課程」に改め、同項(20)中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同表二の部の一の項(7)中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「臨床検査技師養成所」の下に「平成十七年法律第三十九号による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、」を加え、同項(16)中「研究部門」を「研究課程」に改め、同項(17)中「鯉淵学園」を「旧鯉淵学園」に改め、同部二の項(23)中「養成部門」を「養成課程」に改める。

### 附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、この人事委員会規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

職員との支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十八年七月六日

広島県人事委員会  
委員長 丸山明

### 広島県人事委員会規則第二十四号

職員との支給に関する規則の一部を改正する規則  
(職員との支給に関する規則の一部改正)  
第一条 職員との支給に関する規則(昭和二十六年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の十四の十一第一項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、「第三条」の下に「又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号。次項において「旧法」という。)(第三条)を加え、同条第二項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二条第一項」を「臨床検査技師等に関する法律第二条」に、「同項」を「同条」に、「政令」を「厚生労働省令」に、「同条第二項」を「旧法第二条第二項」に改める。

第二十六条第二項中「第二十七条第五項第二号」を「第二十七条第八項第二号」に改め、同条第五項中「第二十七条第六項」を「第二十七条第九項」に改める。

第二十七条第二項中「勤務成績による割合」の下に「次項から第六項までにおいて「成績率」という。)(を、「勤務期間による割合」の下に「第七項において「期間率」という。)(を加え、同条第三項を次のように改める。

3 職員は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合

の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与と条例第十八条の四第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

一 再任用職員(給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員

イ 勤務成績が特に優秀な職員 百分の八十六以上百分の百四十五以下(特定幹部職員(給与条例第十八条第二項第二号イに規定する特定幹部職員をいう。以下同じ。))にあつては、百分の百一十以上百分の百八十五以下)

ロ 勤務成績が優秀な職員 百分の七十八・五以上百分の八十六未満(特定幹部職員にあつては、百分の百一十以上百分の百一十未満)

ハ 勤務成績が良好な職員 百分の七十一(特定幹部職員にあつては、百分の九十一) 二 勤務成績が良好でない職員 百分の七十一未満(特定幹部職員にあつては、百分の九十一未満)

二 再任用職員

イ 勤務成績が優秀な職員 六月に支給する場合には百分の三十五超(特定幹部職員にあつては、百分の四十五超)、十二月に支給する場合には百分の四十超(特定幹部職員にあつては、百分の五十超)

ロ 勤務成績が良好な職員 六月に支給する場合には百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)、十二月に支給する場合には百分の四十(特定幹部職員にあつては、百分の五十)

ハ 勤務成績が良好でない職員 六月に支給する場合には百分の三十五未満(特定幹部職員にあつては、百分の四十五未満)、十二月に支給する場合には百分の四十五未満(特定幹部職員にあつては、百分の五十未満)

第二十七条中第七項を第十項とし、第六項を第九項とし、第五項を第八項とし、同条第四項中「勤務期間による割合」を「期間率」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 前項の場合において、職員の成績率を同項第一号二及び第二号八に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

5 第三項第一号イ及びロに掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

6 第三項から前項までに定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(昭和三十一年広島県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

(施行期日等)

1 この人事委員会規則は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第二十三条の十四の十一第一項及び第二項の規定は平成十八年四月一日から、改正後の規則第二十六条第二項及び第五項並びに第二十七条第二項から第十項までの規定並びに第二条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の規定並びに附則第二項の規定は同年六月二日から適用する。

(勤勉手当の成績率に関する特例)

2 特定職員(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十一年広島県人事委員会規則第十号)第二十八条第一項に規定する特定職員をいう。)(以外の職員(警察職員及び職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給される職員を除く。))に対する勤勉手当の勤務成績による割合については、当分の間、改正後の規則第二十七条第三項第一号イ、ロ及びハ並びに同項第二号イ及びロの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合とする。

一 再任用職員(給与条例第五条第五項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)(以外の職員 百分の七十一以上百分の七十八・五未満の範囲内で任命権者があらかじめ人事委員会と協議して定める割合

二 再任用職員 六月に支給する場合には百分の三十五、十二月に支給する場合には百分の四十

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県人事委員会

委員長 丸山 明

広島県人事委員会規則第二十五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「局長 空港港湾局長」を削り、「総室長」を「局長」に、「立

地政策審議官」を「立地政策審議官 技監」に、「徴収担当室長」を「担当室長」に改め、「港湾振興企画監」を削り、「調整監」を「調整監 専任主査」に、「主計員」を「主計員 専門員」に改め、同表教育委員会事務局の項中、「企画研修係又は振興係」を「又は企画研修係」に改め、同表人事委員会事務局の項中、「企画員」を「企画員 専門員」に改め、同表監査委員事務局の項中、「監査主任主査」を「専任主査」に改め、同表備考2を次のように改める。

2 知事部局の項中「事業調整監」とは、事業調整監のうち、人事室、情報政策室、秘書室及び大学企画管理室に置かれるものをいい、「専任主査」とは、専任主査のうち、土木総務室に置かれ予算を担当するものをいい、「主任主査」とは、主任主査のうち、人事室及び秘書室に置かれるもの、総務室、研究開発推進室、地域振興総務室、県民生活総務室、福祉保健総務室、県立病院室、商工労働総務室、農林水産総務室及び土木総務室（以下「各部総務室等」という。）に置かれ庶務又は予算を担当するもの並びに情報政策室に置かれ給与システムを担当するものをいい、「主査」とは、主査のうち、人事室、行政管理室、財政室及び秘書室に置かれるもの、各部総務室等に置かれ庶務又は予算を担当するもの並びに文書法制室に置かれ法務を担当するものをいい、「企画員」とは、企画員のうち、人事室に置かれるものをいい、「専門員」とは、専門員のうち、秘書室に置かれるものをいい、「主任」、「主任主事」及び「主事」とは、主任、主任主事及び主事のうち、人事室、行政管理室及び秘書室に置かれるもの（人事室の主任にあつては長期にわたる派遣研修を受けるものを除く。）をいう。

別表第一備考6中「並びに地方機関」を「及び地方機関」に、「人事係及び秘書係並びに」を「(人事係及び秘書係)及び」に改め、「企画員のうち、教職員課(管理係を除く。)」の下に「及び学校経営課(企画研修係)」を加え、同表備考中8を削り、9を8とし、10を9とする。

別表第二「病害虫防除所の項中「所長」を「所長 次長」に改め、同表農業改良普及センターの項中「農業改良普及センター」を「農業技術指導所」に改め、「果樹普及課長 畜産普及課長」を削り、同表備考を備考1とし、同備考の次に次のように加える。

2 教育事務所の項中「管理主事」とは、管理主事のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第四十八条の規定に基づき市町教育委員会へ派遣されるものを除くものをいう。

#### 附則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。